



「レターパック」で現金を送金させる 振り込め詐欺事案発生！！

○その手口は・・・！

犯人Aは、被害者に商品のパンフレットを送りつけた上で、被害者に電話をかけ、「パンフレットは届いていないか？お金はこちらで払うから商品を買ってくれないか？」と取引を持ちかけ、さらに後日、「あなたの代わりに金を払い、商品を購入した」と被害者に連絡。

その後、警察を名乗る者から「Aが取引の件で逮捕された。あなたも逮捕されるぞ。逮捕されないためには弁護士費用を送れ。」などと脅してレターパックに現金を入れて送るように指示して、だまし取ろうとしたものです。～「レターパック、宅配便で現金を送れ」は詐欺！！～

⑤ だが、買ってやっただけなのに
逮捕されたくない！

③ 良かったら、こちらでお金は払いますから、パンフレットの商品を買ってもらえませんか？
取引成立
はい・・・わかりました

① Aと言いますが、パンフレット届いてませんか？
いいえ・・・

② 数日後
Aです。何度もすみません、パンフレット届いてませんか？
これですかね！

④ 警察です、Aさんが取引の件で逮捕されました。このままだとあなたも逮捕されます！お金で解決できますから、急いでレターパックで10万円送って下さい！
送付物は、「本」と書いて送って下さい。誰にも言わないように！
た、逮捕！？

⑥ 友人に話してみた・・・
それは、詐欺よ!!!
じえじえ

② そういえば・・・

◆ 顔の見えない相手からの「お金の話」「あわてさせるような話」は、詐欺を疑う！

一人で判断せずに、すぐに身近な人や警察等の相談窓口にご相談する！

警察相談電話 #9110

警察情報ダイヤル 0120-110-874